



原議保存期間 3年
(平成29年3月31日まで)

警察庁丁少発第145号
平成25年10月11日
警察庁生活安全局少年課長

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
科学技術研究所総務課長
皇宮警察本部警務課長
各管区警察局広域調整担当部長
各管区警察学校教務部長
各方面本部長

いじめ防止基本方針の策定について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づく「いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）は、平成25年10月11日に、別添のとおり策定された。

基本方針では、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組が定められている。

警察における法の要点及び留意事項については、「いじめ防止対策推進法の施行について」（平成25年9月26日付け警察庁丙少発第20号）において示したところであるが、基本方針の策定に伴う留意事項は下記のとおりであるので、学校や教育委員会等（以下「学校等」という。）との更なる連携強化を通じて、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進されたい。

なお、本通達は文部科学省と協議済みであることを申し添える。

記

1 国が実施すべき施策として定められた事項（10頁関係）

法第18条第1項に規定された人材の確保等について、「警察官経験者」の活用を推進することが示された。

いじめ問題に的確に対応するためには、これまで以上に警察と学校等との連携を強化する必要があるが、スクールサポーターは両者の架け橋として重要な役割を果たすものである。このスクールサポーターの導入に要する経費は、地方財政計画において措置されているところであるが、実際の導入状況は当該計画上の措置内容と乖離があり、また、都道府県警察間で顕著な格差が認められる。

各都道府県警察にあっては、財政当局に対し、法が定めるいじめの防止等の対策と

して、国や地方公共団体はスクールサポーターの確保が求められていることを説明し、地方財政計画上の措置内容に沿った予算措置が確実になされるよう折衝すること。

また、都道府県教育委員会等において、スクールサポーター制度に類似した制度（以下「代替制度」という。）を設け、スクールサポーターの任務と同様の活動を行っている都道府県警察にあっても、警察において措置し活動するスクールサポーターの独自性、必要性及び重要性から、代替制度とは別に地方財政計画上の措置内容に沿ったスクールサポーターを導入（増員）すべく財政当局と折衝すること。

2 地方公共団体が実施すべき施策として定められた事項（16頁関係）

法第18条第1項に規定された人材の確保等について、「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」や「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者」として、「スクールサポーター等の警察官経験者」が想定されることが示された。

学校におけるいじめ問題に的確に対応するために、スクールサポーターの確保が重要な点については既述のとおりであるが、基本方針において、地方公共団体が確保を求める人材として「スクールサポーター」が明示されたことから、各都道府県警察にあっては、その期待に応えるため、それぞれの実情を踏まえた上でスクールサポーターの効果的な活用に努めなければならない。この点については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成25年1月24日付け警察庁丙少発第1号）において示したとおりであるが、スクールサポーターには、学校への訪問活動の強化による情報の収集や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する速やかな対応等が求められる。また、学校等との連携に当たっては、次のような活動をスクールサポーターに行わせることも効果的と考えられる。

(1) 学校が加害少年に指導する際の助言

いじめ事案に関し、学校が加害少年に対して指導を行うに当たり、対応方法等について相談を受けた際に、学校に必要な指導・助言を行い、適切な指導が行えるよう支援する。

(2) いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等

学校及び学校の所在地を管轄する警察署と連携し、児童等に対するいじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等の啓発活動を行うとともに、保護者会等の機会を捉えて、保護者に対する啓発を行うなど、いじめの防止を図るための取組を行う。

(3) 加害少年への注意・説諭

加害少年に対して、その健全な育成を図るための注意・説諭を行う。なお、当該支援については、被害少年やその保護者に同意を得た上で行うこと。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として定められた事項

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（22頁関係）

法第22条に規定された学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「対策組織」という。）については、法第13条に規定された「学校いじめ防止基本方針」

に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成のほか、いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有を行うなど、学校がいじめの問題に取り組むに当たっての中核となる役割を担うことが示された。

学校からの求めがあれば、スクールサポーターを対策組織に参加させるなどして、学校におけるいじめの防止等の対策に協力すること。

なお、学校が設置する組織には、対策組織のほか、法第28条に規定されたいじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態（以下「重大事態」という。）において、事実関係を明確にするための調査等を行う組織（以下「調査組織」という。）がある。この調査組織は、迅速な設置のため、対策組織を母体として設置し得ることが示されたことから、スクールサポーターも構成員となり得る。他方、調査組織は、民事・刑事上の責任追及等を直接の目的とするものではなく、学校等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることが基本方針に明記されており、調査組織による調査は、警察の捜査等（調査を含む。以下同じ。）の司法機関による対応とは異なる目的で実施されるものであることが示された。

しかしながら、重大事態においては、警察による捜査等も並行して実施される可能性もあることから、捜査等を行う警察署等に所属するスクールサポーターが対策組織に参加している場合で、当該対策組織を母体とする調査組織にスクールサポーターが参加することを求められた場合には、警察の捜査等が調査組織の調査に影響を与えるなどの誤解を生まないよう、関係者の合意が十分得られている必要がある点に留意すること。

(2) いじめの防止等に関する措置（24頁関係）

法第23条第3項に規定された複数の教職員等によるいじめを行った児童等に対する指導等については、基本方針の別添2「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」（以下「別添」という。）において、次のとおりとされた。

ア いじめられた児童生徒又はその保護者への支援（別添5頁関係）

いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る際、状況に応じて、警察官経験者など外部専門家の協力を得ることが示された。

イ いじめた児童生徒又はその保護者への助言（別添6頁関係）

いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとることが示された。

学校からの求めがあれば、スクールサポーターに2に掲げた活動をさせるなどして、学校を支援すること。